

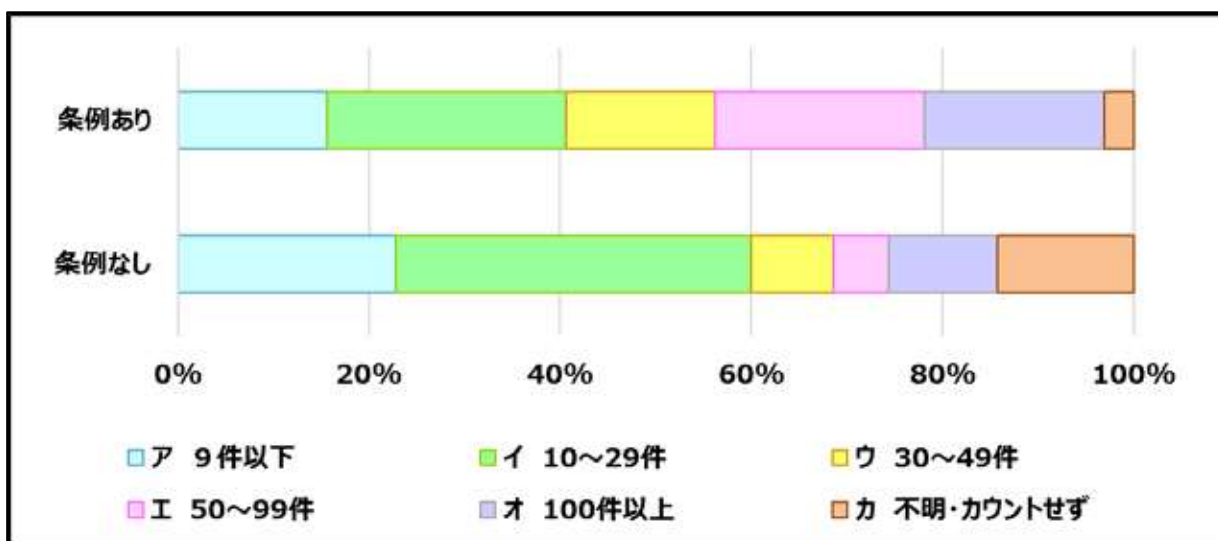
条例の有無等による相談対応の状況

令和元年 6 月

1. 相談件数（条例の有無別）

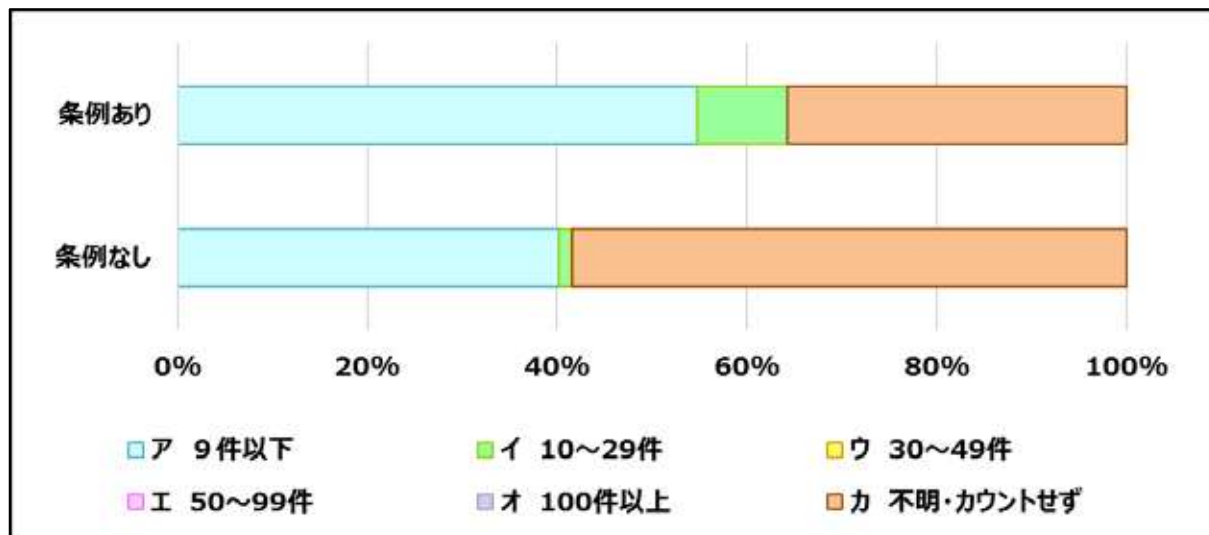
(1) 都道府県・政令市

選 択 肢	計					
			条例あり		条例なし	
	数	割合	数	割合	数	割合
ア 9件以下	13	19%	5	16%	8	23%
イ 10～29 件	21	31%	8	25%	13	37%
ウ 30～49 件	8	12%	5	16%	3	9%
エ 50～99 件	9	13%	7	22%	2	6%
オ 100 件以上	10	15%	6	19%	4	11%
カ 不明・カウントせず	6	9%	1	3%	5	14%
計	67	100%	32	100%	35	100%



(2) 市区町村（政令市を除く）

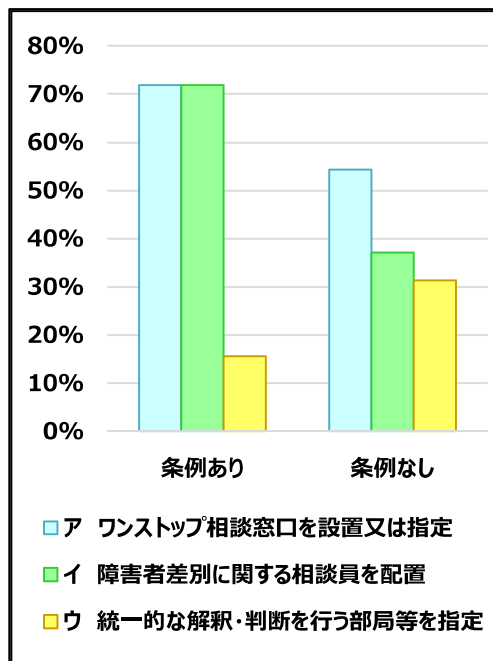
選 択 肢	計					
			条例あり		条例なし	
	数	割合	数	割合	数	割合
ア 9件以下	697	40%	23	55%	674	40%
イ 10～29件	27	2%	4	10%	23	1%
ウ 30～49件	1	0%	0	0%	1	0%
エ 50～99件	1	0%	0	0%	1	0%
オ 100件以上	0	0%	0	0%	0	0%
カ 不明・カウントせず	995	58%	15	36%	980	58%
計	1,721	100%	42	100%	1,679	100%



2. 相談対応を行う体制（条例の有無別）

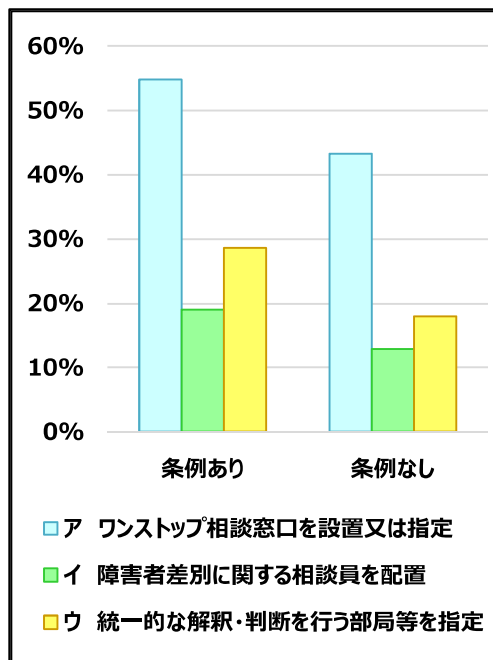
（1）都道府県・政令市

選 択 肢	計		条例あり		条例なし	
	数	割合	数	割合	数	割合
ア ワンストップ相談窓口を設置又は指定	42	63%	23	72%	19	54%
イ 障害者差別に関する相談員を配置	36	54%	23	72%	13	37%
ウ 統一的な解釈・判断を行う部局等を指定	16	24%	5	16%	11	31%
エ ア～ウのいずれにも該当しない	11	16%	3	9%	8	23%
（ 母 数 ）	67	100%	32	100%	35	100%



（2）市区町村（政令市を除く）

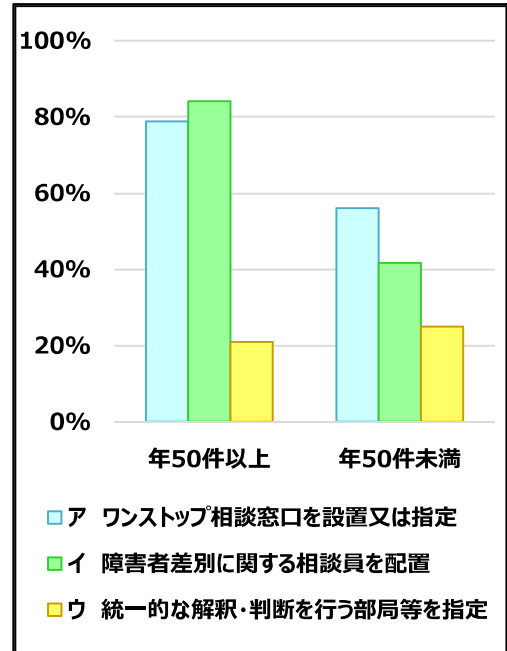
選 択 肢	計		条例あり		条例なし	
	数	割合	数	割合	数	割合
ア ワンストップ相談窓口を設置又は指定	749	44%	23	55%	726	43%
イ 障害者差別に関する相談員を配置	225	13%	8	19%	217	13%
ウ 統一的な解釈・判断を行う部局等を指定	315	18%	12	29%	303	18%
エ ア～ウのいずれにも該当しない	616	36%	7	17%	609	36%
（ 母 数 ）	1,721	100%	42	100%	1,679	100%



3. 相談対応を行う体制（年間相談件数別）

○ 都道府県・政令市

選 択 肢	計		年 50 件 以 上		年 50 件 未 満	
	数	割合	数	割合	数	割合
ア ワンストップ相談窓口を設置又は指定	42	63%	15	79%	27	56%
イ 障害者差別に関する相談員を配置	36	54%	16	84%	20	42%
ウ 統一的な解釈・判断を行う部局等を指定	16	24%	4	21%	12	25%
エ ア～ウのいずれにも該当しない	11	16%	0	0%	11	23%
（ 母 数 ）	67	100%	19	100%	48	100%



※ 本資料は、「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」（障害者政策委員会（第43回）資料1）の一部についてクロス集計を実施し、その結果を整理したものである。

※ 各数値は、平成30年4月1日時点の値又は平成29年度の実績値である。

※ 割合の値は、小数点以下を四捨五入している。

※ 「条例」とは、障害者差別の解消に関する条例を指す（障害者差別解消に特化した条例に限らず、条例の一部において障害者差別解消に係る規定を設けている場合も含む。）。また、既に公布されている場合は、未施行の場合でも「条例あり」と整理している。

※ 相談件数は、カウントの対象となる相談の件数のみを積み上げた値であり、悉皆の相談件数ではなく、また、地方公共団体によりカウントの対象となる相談の範囲は異なる。年度全体の相談件数が明らかでない場合や、相談件数をカウントしていない場合は、「不明・カウントせず」と整理している。

※ 「ワンストップ相談窓口」は、障害者差別に関する相談について、各分野（教育、雇用、交通、各種サービス利用等）を問わず一元的に受け付ける相談窓口を指す。

※ 「ワンストップ相談窓口を設置又は指定」、「障害者差別に関する相談員を配置」は、いずれも、当該相談窓口や相談員が障害者差別以外の相談にも対応している場合を含む。

※ 「3. 相談対応を行う体制（年間相談件数別）」の「年50件未満」には、上記「不明・カウントせず」に該当するものを含む。

※ 「2. 相談対応を行う体制（条例の有無別）」及び「3. 相談対応を行う体制（年間相談件数別）」は複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない。）。